

○釧路市こども遊学館条例

平成17年10月11日

釧路市条例第264号

改正 平成19年3月22日条例第44号

平成22年3月23日条例第2号

平成23年3月18日条例第1号

平成26年3月20日条例第4号

平成29年6月23日条例第17号

平成31年3月22日条例第8号

令和元年6月28日条例第2号

(設置)

第1条 科学知識の普及啓発を図るとともに、次代を担う子どもたちが、遊び、学び等多様な体験を通して豊かな感性、創造力及び知的好奇心を高め、各世代が子どもたちのために協働し、並びに互いの交流を深め、もって地域の文化の発展に寄与することを目的として、釧路市こども遊学館（以下「遊学館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 遊学館は、釧路市幸町10丁目2番地に置く。

(事業)

第3条 遊学館は、第1条の設置目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 子どもたちの豊かな感性、創造力及び知的好奇心を高めるための資料の収集、保管、展示及び閲覧に関すること。
- (2) 子どもたちのための各世代間の協働及び交流に関すること。
- (3) 理科、科学等に関する実験、実習及び研究並びにその指導に関すること。
- (4) プラネタリウムその他の設備、資料による科学知識の普及啓発に関すること。
- (5) 前各号の事業に係る講習会、講演会、展示会等の開催に関すること。
- (6) その他釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める文化事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 教育委員会は、次に掲げる遊学館の管理に関する業務を行わせるため、地方自

治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 遊学館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (3) 遊学館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、遊学館の管理を行わなければならない。

（開館時間）

第6条 遊学館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 遊学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 1月1日から1月3日までの日及び12月29日から12月31日までの日

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる期間については、休館日を設けない。

(1) 4月29日から5月5日まで

(2) 小学校及び中学校の春休み、夏休み及び冬休みの期間として教育委員会が別に定める期間

（利用料金の納入等）

第8条 遊学館の展示室及びプラネタリウム室に入場しようとする者は、入場に伴う利用料金（以下「観覧料」という。）を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 観覧料は、指定管理者の収入とする。

（観覧料の設定基準等）

第9条 観覧料は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、観覧料の額について変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

3 教育委員会は、前2項の規定により承認したときは、その内容について速やかに告示するものとする。

4 特別の企画による展示等を行う場合の観覧料は、第1項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(観覧料の減免)

第10条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第11条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 遊学館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(2) 遊学館の建物、附属設備、資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他管理運営上支障があると認められる者

(損害賠償)

第13条 遊学館の建物、附属設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会による管理)

第14条 第6条から第12条まで(第8条第2項並びに第9条第2項及び第3項を除く。)及び別表の規定は、指定管理者に代わって、教育委員会が施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、第6条ただし書及び第7条第1項ただし書中

「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条の見出し中「設定基準等」とあるのは「額」と、同条第1項中「あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「教育委員会規則で」と、同条第4項中「あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「教育委員会が」と、第10条及び第11条ただし書中「指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは「教育委員会は、特に必要があると認めたときは」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、別表中「観覧料設定基準」とあるのは「観覧料」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市こども遊学館条例（平成16年釧路市条例第36号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月22日条例第44号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第34条及び第37条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(規則への委任)

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (平成29年6月23日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第8号) 抄

改正 令和元年6月28日条例第2号

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(規則への委任)

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (令和元年6月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第9条関係)

観覧料設定基準

区分	単位	金額		
		小学生及び中学生	高校生	大学生及び一般
展示室観覧料	1人1回	120円	240円	600円
プラネタリウム室観覧料		120円	180円	480円
定期観覧料 (展示室・プラネタリウム室共通)	1人1年間	610円	1,210円	2,410円

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、小学生及び中学生の展示室観覧料については、第7条第2項に規定する期間及び11月3日は、無料とする。
- 2 プラネタリウム室に入場する場合 (定期観覧料を納めて入場する場合を除く。) は、展示室観覧料のほか、プラネタリウム室観覧料を納めなければならない。
- 3 団体の観覧料 (定期観覧料を除く。) は、この表の規定による観覧料の金額を基礎

として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる率を割り引いて算定するものとする。

- (1) 30人以上100人未満 1割
- (2) 100人以上200人未満 1割5分
- (3) 200人以上 2割